(31-損害賠償(債務不履行))

(31-損害賠償(債務不履行))	記載例と解説
申立ての趣旨及び紛争の要点	
申立ての趣旨	「申立ての趣旨」には,あなたが希望する解決の内容を記載します。
相手方(□ら)は、申立人に対し、(□連帯して、)下記金員を支払う。	相手方が2名以上の場合は、「(□ら)」と「(□連帯して)」に☑と記入してください。
金 106,760 円	
□上記金額に対する平成・令和 年 月 日から支払済みまで	/ 請求金額の総額を記載します(紛争の要点3の合計額が記載されることになります。)。
年 %の割合による遅延損害金	/ 遅延損害金を請求する場合は、□に☑と記入し、その起算日(「支払を請求した日(履行請求日)の翌日)」など)と利率: 記入してください。
との調停を求める。	正八してい。 遅延損害金を請求しない場合は,□に☑を記入する必要はありません。
紛争の要点	「紛争の要点」には、申立ての趣旨を理由付けるあなたの言い分などを記載します。
1(1) 契約の日 平成 全和元年 5 月24日	「例子の安州」には、中立での座目を建田市りるめなたの品で力なことに執びより。
(2) 契約の内容 訴外○○○○は、申立人を名宛人とする、受付日 令和元年5月24日、お届 け予定日 令和元年5月28日の商品の運送契約を相手方と締結し、荷物を交付	1 記載例を参考に、契約の内容(相手方が負うべき契約上の義務など)を具体的に記入してください。
した。	書ききれない場合は、別紙に記入することもできます(その場合には、「詳細は別紙のとおり」と記入し、詳細を記載した別紙を添付してください。)。
相手方は、届け先である申立人に、品名記載の荷物を毀損することなく配達する義務がある。 2 上記1の契約不履行(義務違反)の内容(□詳細は別紙のとおり) 相手方は、申立人に対し、令和元年5月28日に本件荷物を配達したが、本件荷物は外装段ボールが濡れて破れた上、エアーキャップがむき出しになり損傷し、荷物のうち、ガラス皿(直径50センチメートル)1枚及び抹茶碗(信楽焼)1客が破損した状態で配達された。	
申立人は商法581条により訴外○○○○の相手方に対する権利を取得した。 3 申立人が上記2によって受けた損害の内容	
☑運送商品相当額として 金105,000円	書ききれない場合は、別紙に記入することもできます(その場合には、「詳細は別紙のとおり」と記入し、詳細を記載し
請求する理由 ガラス皿 25,000円,抹茶碗80,000円	/ た別紙を添付してください。)。
いずれも購入価格相当額の損害を受けた。 ☑運送料相当額 として 金 1,760円	
請求する理由 相手方は,契約に基づく債務を履行しておらず,少なくとも 運賃相当額の損害を受けた。	3 記載例を参考に,申立人が受けた損害の内容とその額について,具体的に記入してください。
口 として 金 円	
請求する理由	
合 計 額 金 106,760 円	
	最後に、3の損害額の合計額を記入してください。 (この欄に記載した金額が、申立ての趣旨の記載と同じであることを確認してください。)
	なお、遅延損害金の請求をする場合で、本調停申立て前に支払を催促した事実がある場合は、支払を催促した年月日(催告書の到達日や到達した催告書記載の支払期日など)を余白に記入してください。

(31-損害賠償(債務不履行))

4 3	- の他の紛争の要点

その他の紛争の要点には、紛争の背景やこれまでの交渉経緯などを自由に記載してください。 (記載例)

- ・相手方は、申立人に令和〇年〇月〇日までの支払いを約束したにもかかわらず未だ支払をせず、支払遅延の理由があいまいなため、調停の席上で遅延理由を再確認し、解決をはかりたい。
- ・相手方が損害の内容について「・・・」と主張し、争っている。
- ・申立人と相手方とは隣近所(友人同士)であるため、話し合いによる円満な解決を強く希望する。
- ・申立人は相手方と令和〇年〇月〇日及び同年△月△日に本件解決のため話し合いを行ったが、申立人の主張する「・・・」の点と相手方の「・・・」という主張とが食い違い、解決に至らなかった。